

姫路市中小企業等事業復活支援金Q&A

令和4年8月19日

1. 対象者

Q1 対象となる事業者は？

A1 コロナ禍からの事業回復に取り組む①売り上げ減少など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者となります。飲食店においては、①かつ②感染拡大防止に協力されている事業者となります。

※①については、経済産業省（中小企業庁）が実施した「事業復活支援金」の支給を受けた事業者

②については、兵庫県が実施する「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証を受けた事業者

Q2 経済産業省の「事業復活支援金」受給者のみを対象とする理由は？

A2 本市の中小企業等事業復活支援金と同じ趣旨で行われており、事業者の多くが経済産業省の支援金を受給していることが見込まれることから、申請書類をできるだけ省略し、申請をより簡素化（申請事業者の負担を軽減）することで、支援金の支給を速やかに行うことができます。

Q3 兵庫県の新型コロナ対策適正店認証制度の認証を受けていないと受給できない理由は？

A3 兵庫県の認証制度は、感染に対する市民の不安感を解消するとともに、飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図ることを目的とされており、事業者は社会的責務を果たす必要があります。本市の中小企業等事業復活支援金は、公金を支給する制度であるため、事業者に社会的責務を求める必要があるためです。

Q4 中小企業の法人で、本社は市外だが、店舗が姫路市内にある場合は対象となるか？

A4 対象となりません。「姫路市内に本社を置く」場合が対象です。

Q5 市外に住んでいる個人事業主で、姫路市内で飲食店を営んでいるが対象となるか？

A5 対象となりません。「姫路市内に住所地を有する」場合が対象です。

Q6 飲食店を経営しており、兵庫県の認証店となっているが対象になるのか？

A6 認証店となっているだけでは支給対象とはなりません。国の「事業復活支援金」を

受給しており、姫路市中小企業等一時支援金を受給していないことが条件となります。

Q 7 「法人税法別表第一に規定する公共法人」とは？

A 7 詳しくは、下記の e-Gov 法令検索の HP をご覧ください。

(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034#340AC0000000034-Mpat_1)

Q 8 医療法人や NPO 法人、協同組合は対象になるか？

A 8 経済産業省の「事業復活支援金」を受給していれば対象となります。

Q 9 経済産業省の「事業復活支援金」を受給後、事業継承を行い別人（別法人）が事業を継続した場合、申請することはできるか？

A 9 支給対象とはなりません。経済産業省の「事業復活支援金」を受給していることを要件としているため、申請者は同一である必要があります。

Q 10 経済産業省の「事業復活支援金」を個人事業主として受給した後、法人化した後、申請することはできるか？

A 10 別人格となるため支給対象とはなりません。経済産業省の「事業復活支援金」を受給していることを要件としているため、申請者は同一である必要があります。

Q 11 経済産業省の「事業復活支援金」の申請時は、市外に法人本社（個人事業主の住所地）があり、現在は市内に法人本社（個人事業主の住所地）があるが、支給対象となるか？

A 11 支給対象となり得ます。ただし、経済産業省の「事業復活支援金」申請時の法人本社所在地（個人事業主にあつては住所地）がわかる書類を追加で提出していただきます。

Q 12 経済産業省の「事業復活支援金」の申請時は市内に法人本社（個人事業主の住所地）があり、現在は市外に法人本社（個人事業主の住所地）があるが、支給対象となるか？

A 12 申請日時点で市内に法人本社（個人事業主の住所地）があることが支給要件となるため、支給対象とはなりません。

Q 13 経済産業省の「事業復活支援金」の差額給付申請を行った。差額分はまだ支給されていないが、申請は可能か？

A13 当初分が支給されたことで、申請は可能です。申請時の提出資料は当初分、差額分のどちらでも構いません。

Q14 姫路市中小企業等一時支援金と今回の姫路市中小企業等事業復活支援金を両方受給することはできるか。

A14 両方受給することはできません。姫路市中小企業等一時支援金の受給を受けた場合は、姫路市中小企業等事業復活支援金の受給対象外となります。

Q15 なぜできないのか。

A15 この度の姫路市中小企業等事業復活支援金は、姫路市中小企業等一時支援金を受給することができなかった方で、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化、原油価格や物価の高騰等により、売上高減少などの影響を受けた中小法人等を対象としています。そのため、一時支援金と事業復活支援金の両方を受給することはできません。

Q16 兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の受給要件を満たせば（又は申請済、入金済）、姫路市中小企業等事業復活支援金も受給できるか。

A16 姫路市中小企業等事業復活支援金と兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金では受給要件は異なります。そのため、兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の受給要件を満たしているだけでは、姫路市事業復活支援金を受給することはできません。

2. 支給額

Q1 いくら支給されるのか？

A1 1事業者あたり法人25万円、個人事業主15万円です。

Q2 今回の支給以降に第2回などの支給予定はあるのか？

A2 現時点では、支給の予定はありません。

Q3 姫路市中小企業等一時支援金の5万円の上乗せ支給のようなことはあるか？

A3 現時点では、支給の予定はありません。

Q4 経済産業省の「事業復活支援金」の受給は、差額給付と合わせて、2回受給を受けたが、姫路市中小企業等事業復活支援金も2回できるか？

A4 姫路市中小企業等事業復活支援金の申請・支給は、1事業者につき1回限りです。同一事業者の重複申請は認められません。

3. 申請期間

Q 1 いつからいつまで申請できますか？

A 1 令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）の期間です。

Q 2 申請が遅いと支給されないのか？

A 2 申請締切前であっても、申請総額が予算額に達し次第終了となります。

Q 3 オンラインの申請はどこまで入力すれば申請期間に間に合うか？

A 3 令和4年9月21日（水）の午前0時00分（締切時刻）までに「申請する」ボタンを押下した場合が有効な申請となります。締切時刻を過ぎた場合は、申請内容は自動的に破棄されます。

Q 4 オンラインの申請は何時からできるのか？

A 4 令和4年8月19日（金）の午前9時00分から申請可能です。

Q 5 郵送で申請する場合は、いつまでに届けば良いか？

A 5 申請受付期間内の消印有効です。原則、レターパックで提出してください。消印日が不明なものについては、事務局が受け取った日を申請日として取り扱います。ただし、申請締切前であっても、申請総額が予算額に達し次第終了となりますので、申請される場合はお早目をお願いします。

Q 6 郵送で申請書を送ったが、届いているか確認したい。

A 6 到着確認にはお答えできません。郵送物の追跡サービスをご利用ください。

4. オンライン申請

Q 1 オンライン申請はどのようにすればよいのか？

A 1 下記姫路市オンライン手続ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から申請ページにアクセスして申請受付期間内に手続きを行ってください。すべての申請者は事前登録が必要です。申請前に必ずオンライン申請マニュアルをご参照ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/portal/home>」

Q 2 オンライン申請（電子申請）は必須か？

A 2 原則としてオンライン申請となりますが、紙申請も可能です。紙申請の場合は、審査に時間を要するため、オンライン申請より支援金の振り込みが遅くなります。

Q 3 オンライン申請は電子署名が必要か？

A 3 電子署名は不要です。

Q 4 オンライン申請に必要なものはあるか？

A 4 オンライン申請はポータルサイトで受付を行うため、申請にあたって、ポータルサイトの利用者登録及びOS・ブラウザについて動作環境を満たしたパソコン・スマートフォン等が必要となります。

※ポータルサイトの動作環境については、ポータルサイト下部「動作環境」から確認可能です。(<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/portal/requirement>)

Q 5 ポータルサイトの利用者登録をせずにオンライン申請できないのか？

Q 5 オンライン申請にあたっては、事前の利用者登録は必須となります。

オンライン申請については、不備等があった場合にポータルサイトを通じて修正・再提出等を依頼することがあるため、利用者登録を行っていただくことを必須としています。

Q 6 オンライン申請では、申請書兼請求書（様式第1号）の提出は不要とのことだが、他の添付書類だけ提出すればよいのか？

A 6 オンライン申請をされる方については、申請書兼請求書の内容を申請ページから入力していただきますので、必要な添付書類を電子ファイルで提出していただくだけで手続きを完了することができます。

Q 7 オンライン申請では、添付書類をどのように提出すればよいのか？

A 7 添付書類については、事前に電子ファイル（PDFファイル）で保存していただき、申請ページからアップロードしていただくことで提出できます。（オンライン申請をするうえで、添付書類のアップロードは必須項目となっています。）

Q 8 オンライン申請で添付書類を電子ファイルにする方法が分からない。

A 8 ドキュメントスキャナやスキャナ付きの複合機等を所有している場合は、添付書類をスキャン・PDF化し提出してください。また、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機でスキャン機能を備えているものもあります（有料）。スキャナ等による電子ファイル作成が難しい場合は、デジタルカメラやスマート

フォン等により添付書類を撮影した画像データ（jpg, jpeg, png 形式に限る）でも添付書類として提出が可能です。

ただし、1種類につき1ファイル（容量制限10メガバイト）までのアップロード制限がありますので、複数枚に画像が分かれる場合（原本が複数ページの場合等）は、データ容量を圧縮するため、様式集の貼付け台紙に画像を貼り付け、PDF化の上、提出してください。

Q9 オンライン申請したが、申請が受理されたのか知りたい。

A9 申請ページから申請内容を送信いただいた方には、申請完了のお知らせメールが届きますのでご確認ください。なお、申請内容については、姫路市オンライン手続ポータルサイトにログイン後、マイページでもご確認ください。

Q10 オンライン申請し、後で入力を誤っていたことに気付いたが、どのようにすればよいか？

A10 姫路市オンライン手続ポータルサイトにログイン後、マイページから取下げの手続き（破棄）を行い、改めて申請手続を行ってください。

Q11 オンライン申請したが、審査結果を知りたい。

A11 不備がなく、審査が完了すれば、メールやマイページを通して、手続完了をお知らせします。また、支給決定の通知を郵送しますのでご確認ください。不備等がある場合にも、メールやマイページを通して、不備修正等を依頼させていただきますので、対応をお願いします。

Q12 オンラインと郵送の両方で申請することは可能か？

A12 姫路市中小企業等事業復活支援金の申請・支給は、1事業者につき1回限りです。同一事業者の重複申請は認められません。また、提出書類を分割して提出することはできません。

5. 郵送申請

Q1 郵送申請はどのようにすればよいか？

A1 申請様式を姫路市のホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記入し、添付書類とともに事務局まで提出してください。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000021089.html>)

Q2 申請受付期間はいつですか？

A 2 令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）までです。
上記期間以外の消印のものは受付できませんのでご注意ください。

Q 3 郵送申請は、レターパックでなければ受付してもらえないのか？

A 3 消印日（発送日）を確実に把握するため、原則レターパックをお願いしていますが、他の方法で郵送される場合は、消印日（発送日）がわかる方法で提出してください。消印日が不明なものについては、事務局が受取処理を行った日を発送日（申請日）として処理しますので、申請期間外とならないようご注意ください。なお、郵送事故等により事務局に不達となる場合も考えられますので、郵送物の追跡が可能な方法をお願いします。

Q 4 申請書類を持参したいが、どこで受け付けているのか？

A 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持ち込みによる申請は受け付けていません。

6. 提出書類

Q 1 申請に必要な書類は何ですか？

A 1 申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 申請書兼請求書（法人は様式第1号、個人事業主は様式第3号）（オンライン申請の場合は、提出は不要です）
- ② （法人のみ）本社所在地がわかる書類の写し
- ③ 代表者の住所地等がわかる書類の写し
- ④ 飲食店等においては、兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの貼り付け位置がわかる店舗の写真
- ⑤ 振込先がわかる書類の写し
- ⑥ 経済産業省の「事業復活支援金」を受給したことがわかる書類の写し

Q 2 本社所在地がわかる書類とは何ですか？

A 2 法人の登記事項証明書（発行後6か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の写しを提出してください。

Q 3 代表者の住所地等がわかる書類とは何ですか？

A 3 代表者（法人の代表者または個人事業主）の本人確認書類の写しを提出してください。

本人確認書類は、住所、氏名、生年月日が明確に記載されており、申請日時点で有

効期限内のものに限ります。

例として、マイナンバーカード（表面）、住民票の写し、運転免許証、健康保険証、パスポートなどになります。ただし、マイナンバーカードの裏面（マイナンバーが表記されている面）は提出しないでください。住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）が表示されていないものを提出してください。

Q 4 兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの貼り付け位置がわかる店舗の写真とは何ですか？

A 4 客席を設ける飲食店及び喫茶店（テイクアウトのみの営業形態は対象外）においては、兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度の認証を受けている必要があります。交付された認証ステッカーが、店舗のどの場所に貼ってあるか分かるように、ステッカー周辺を俯瞰して写真撮影し、その写真を提出してください。写真撮影時に拡大し過ぎて、ステッカーだけの写真となり、貼り付け位置が分からない写真は無効となります。

Q 5 姫路市中小企業等一時支援金のときには、兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの貼り付け位置がわかる店舗の写真は不要であったのに、なぜ今回、添付書類として追加されたのですか？

A 5 姫路市中小企業等一時支援金では、飲食店の方は、兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度を受けていることを支給の前提条件としていましたが、兵庫県飲食店等一時支援金を受給時に、「兵庫県新型コロナ対策適正店認証店」であることを確認されていなかったので、添付不要としていました。

姫路市事業復活支援金では、支給の前提条件としている国の事業復活支援金において「兵庫県新型コロナ対策適正店認証店」であることは確認されていませので、添付をお願いしています。

Q 6 振込先がわかる書類の写しとは何ですか？

A 6 姫路市中小企業等事業復活支援金は、ご指定の金融機関口座に振込しますので、金融機関名（金融機関コード）、支店名（支店コード）、預金種別、口座番号、名義人（以下「名義人情報」という。）を確認できる書類の写しを提出してください。

例として、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し、名義人情報が表示されたネットバンキング画面の写しなどになります。

Q 7 振込口座の口座名義は誰でもよいのか？

A 7 振込希望口座の名義人は、申請者（法人または個人事業主）と同じ名義人にしてください。特に法人で申請される場合は、法人名義の口座であることが必要です。法

人代表者の個人名義の口座では振込できません。

Q 8 経済産業省の「事業復活支援金」を受給したことがわかる書類の写しとは何ですか？

A 8 経済産業省（中小企業庁）が実施した「事業復活支援金」（申請期間：令和4年1月31日から令和4年6月17日）に係る「事業復活支援金の振込みのお知らせ」ハガキの写し又は「事業復活支援金」の電子申請マイページの画面すべて（登録情報及び申請ステータス）の写し

Q 9 経済産業省の「事業復活支援金」の差額分を申請したが、受給したことが分かる書類の写しは当初分、差額分のどちらを提出すればよいか？

A 9 どちらでも構いません。

7. スケジュール

Q 1 手続きの流れはどうか？

A 1 以下のとおりとなります。

- ① 支援金の申請（令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火））
- ② 申請内容の審査（申請後約1か月程度）
- ③ 支給の結果通知
- ④ 支援金の振込み（申請から約1か月～2か月程度）

Q 2 何時に支援金が振込みされるか知りたい。

A 2 審査状況や振込時期はお伝えできません。

オンライン申請の場合、審査が完了すれば、メールやマイページを通して、手続き完了をお知らせします。

8. その他

Q 1 代理人による申請は可能か？

A 1 代理人申請は可能です。ただし、自署または記名押印した委任状（様式は定めておりません）を別途提出する必要があります。代理人申請の場合は、オンライン申請が出来ないため、郵送提出のみとなります。

Q 2 委任状には何を記載すればいいか？

A 2 従業員等以外の方が代理申請される場合は、委任状に以下①～③の内容を記載し

てください。なお、委任状に様式は定めておりません。

- ① 事業者本人（委任者）の住所・氏名（記名押印又は署名）
- ② 代理人（受任者）の住所・氏名
- ③ 委任する内容（姫路市中小企業等事業復活支援金の支給にかかる申請の件）

Q 3 現地調査はどのような場合に行われるのか？

A 3 申請内容に疑義がある場合など、提出書類だけでは要件を満たしていることが確認できない場合に、現地調査を行うことがあります。

Q 4 姫路市中小企業等事業復活支援金は課税対象か？確定申告は必要か？

A 4 課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。詳しくは、税務署、国税庁にお問い合わせをお願いします。

Q 5 姫路市中小企業等事業復活支援金は会計上どのように処理すべきか？

A 5 どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。